

国立大学法人東京外国語大学留学支援共同利用センター規程

〔平成26年12月24日
規則第56号〕

改正 平成28年 3月25日規則第56号

(設置)

第1条 国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）に、留学支援共同利用センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、本学学生の海外留学及び外国人留学生の受入れを推進・支援するとともに、国内の連携大学を中心とした学生の留学・留学生支援などにより日本の大学教育のグローバル化に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 本学学生の留学・留学生支援に関すること
- (2) 国内連携大学の留学・留学生支援に関すること
- (3) 海外に設置する、Global Japan Office との連携・調整に関すること
- (4) その他センターの目的に沿った業務

(組織)

第4条 センターは、次の各号に定めるセンター員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 留学支援コーディネーター
- (4) 留学支援相談員
- (5) その他センター長が必要と認める者

(センター長)

第5条 センター長は、センターの管理運営に関する業務を掌理する。

2 センター長は、学長が指名する副学長をもって充てる。

(副センター長)

第6条 副センター長は、センター長を補佐してセンターの業務を掌理し、センター長に事故あるときはその職務を代行する。

2 副センター長は、学長が指名する教職員をもって充てる。

(センター会議)

第7条 センターに、第3条に掲げる業務の円滑な遂行を図るため、センター会議を置く。

2 センター会議は、第4条に定めるセンター員をもって組織する。

3 センター会議は、センター長が主宰する。

4 センター会議は、必要に応じて構成員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 センターに関する庶務は、関係課等の協力を得て留学生課において処理する。

(雑則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、センター会議が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 東京外国語大学留学支援室規程（平成 24 年規則第 129 号）は廃止する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。